平成２４年（フ）第１９５３号
福岡市南区中尾３丁目31番13―402号
債務者　柳瀬　敏明
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９６７号
福岡市東区三苫７丁目４番32―101号
債務者　中川　明子
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９６９号
福岡市中央区清川１丁目９番20―1201号
債務者　白川　晃葉
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９７７号
福岡市南区玉川町15番６号
債務者　佐藤　　誠
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９８４号
福岡市南区塩原３丁目24番21号
債務者　宗　　茂（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９８５号
福岡市早良区小田部４丁目13番１―103号
債務者　福永　善治
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９９５号
福岡県春日市一の谷５丁目２番地１向乃マンション405号
債務者　伊達木隆志
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９９６号
福岡県春日市一の谷５丁目２番地１向乃マンション405号
債務者　伊達木綾美
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２００１号
福岡市西区野方３丁目13番15号
債務者　大前　ゆき（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２００５号
福岡市早良区次郎丸５丁目13番48号
債務者　山下　輝明
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０１１号
福岡市博多区美野島２丁目５番22―603号
債務者　小島　雄介
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０１２号
福岡県春日市小倉３丁目212番地
債務者　阿部　澄子
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０１５号
福岡市南区南大橋１丁目18番10号
債務者　村上　良夫
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０４０号
福岡市早良区昭代１丁目５番８号
債務者　西田　麻美
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０４７号
福岡市南区塩原４丁目12番21号
債務者　吉開　貴子
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０５３号
福岡市東区箱崎４丁目９番23―407号
債務者　片山　敏子
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０５８号
福岡県大野城市栄町２丁目５番24―805号デイズマンション
債務者　田村恵美香（旧姓五味）
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０９６号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲145番地１
債務者　藤本　美晴
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部